

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和○年○月○日から昭和○年○月○日までの間、○会社○支店に所属し、貨物運搬作業に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日○病院において、「びまん性胸膜肥厚」と診断され療養を開始し、現在に至っている。

請求人は石綿取扱作業に従事したことにより「びまん性胸膜肥厚」を発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は本件疾病は業務上の事由により発症したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

理由も何もなくなぜ不支給なのか納得がいかない。

主治医の先生にレントゲンを撮ってもらい石綿によるびまん性胸膜肥厚と言われたのになぜ不支給なのか。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

○病院主治医の意見書には「側壁胸膜との癒着の有無」については「不明」と記載されていた。

主治医意見を踏まえ地方労災医員に意見依頼したところ「平成○年○月の胸部レントゲンでは胸膜肥厚は確認できず、認定基準を満たしていない。」との意見を得た。したがって判断基準の胸膜肥厚が確認できなかったため、業務外と判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人が石綿ばく露作業に従事していたか否かについて検討すると、請求人は昭和○年○月から昭和○年○月までの間○会社に在籍し、袋入りのアスベストを運搬していたと申し立てており、石綿ばく露の従事期間は28年余となるが、○会社は所属先での業務内容等は不明としている。

なお、請求人が申し立てている作業は認定基準に示された「石綿ばく露作業」の「倉庫内等における石綿原料等の袋詰めまたは運搬作業」に該当するものと判断される。

(2) 次に請求人のびまん性胸膜肥厚発症の原因が業務上の事由によるかを検討すると、○病院主治医の意見書には「びまん性胸膜肥厚の診断根拠」として、「平成○年○月○日、平成○年○月○日 胸部CT」と記載されているが、「側壁胸膜との癒着の有無」については「不明」とし、「胸膜肥厚の範囲・程度」「石綿以外の原因を否定できる臨床所見」「胸部X線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術等による胸膜プラーク及び程度」「その他、胸膜プラーク以外に石綿ばく露を疑わせる所見」についての記載がなく、びまん性胸膜肥厚の診断根拠が全く示されていない。

また、労災医員医師は「びまん性胸膜肥厚に関しては、CT上は比較的広範囲に石灰化胸膜プラークを認めるが、平成○年○月○日の胸部レントゲンでは胸膜肥厚は確認できず、認定基準を満たしていない。また平成○年○月○日の肺機能検査でも%肺活量は106%と正常値内で、一秒率60%と閉塞性障害が主体であり呼吸機能障害の原因は慢性閉塞性肺疾患の可能性が高いと考えられる。」と石綿ばく露所見及びF++相当の肺機能障害を有する事は認めながら、胸部エックス線写真で、胸膜肥厚が認められないとの意見を述べている。

以上のことから、○病院主治医意見書に添付された呼吸機能検査の結果も踏まえ、労災医員の意見を採用することが妥当と判断する。

なお、請求人には3年以上の石綿ばく露作業の従事歴があったものと判断する。

(3) 以上のとおり、請求人に発症したとするびまん性胸膜肥厚は、認定基準に示された要件を満たしておらず、労働基準法施行規則第35条別表第1の2の第4号7に該当する業務上の疾病であるとは認められないため、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しな

い旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。